

テナント整備の工事区分としては、オーナー側負担と入居者側負担にて区別していますが、入居者の形態により必要な工事や負担すべき区分を調整する必要があります。

適法化の記載がある部分については、間取りや用途により予算内で確保されている最低限のものから調整や追加が必要になった場合の増分工事です

店舗内に調理等の熱源を必要とする場合、ガスはプロパン庫の確保と配管工事が、電気(IH)の場合200V電源など電気容量の割り当てが必要になります。

区分分類

庁舎:甲州市役所本庁舎移転改修整備事業の工事範囲

整備1:市側負担による最低限必要と思われるテナント整備工事

整備2:業態により必要と思われる市側負担のテナント整備工事

入居1:入居側負担により最低限必要な工事

入居2:入居側業態により必要になると思われる工事

番号	工事名称	工事区分				備考
		本設計	整備1	整備2	入居1 入居2 別途	
	店舗参画エリアの外周部区画壁、建具設置	○				テナント側希望により調整か。
	店舗参画エリアのエスカレーター撤去	○				
	同撤去跡ピット埋設、床構造スラブ	○				
	同撤去跡床下地、天井下地(捨て張りまで)	○				形状テナント側希望により調整か
	便所クリーニング・階段室塗り替え	○				
	その他共用部分建築内装工事	○				店舗間通路部分など
	共用部分案内板・サイン設置工事				○	看板形態による
	エリア全体の最低限の誘導灯・非常照明・放送設備	○				間仕切り考慮せず
	共用部分誘導灯・非常照明・放送設備の適法化		○			間仕切りによる増分
	各テナントでの誘導灯・非常照明・放送設備の適法化			○		間仕切りによる増分
	EPSへのエリア全体の幹線の引き込み・盤設置	○				地下既存専門店・飲食店分の容量
	同不足発生時の追加			○		テナント業態から算出。不足の場合
	共用部分端子・照明器具・メーター設置工事		○			既存からの増分
	各テナントへの引き込み、盤・メーター設置		○			
	空調設備工事		○			
	天井たれ壁による防煙区画、および機械排煙口整備	○				既存ダクト活用等、業態により方式検討
	共用部分スプリンクラー・排煙・換気設備適法化		○			間仕切り考慮せず
						間仕切り、天井高さ変更による増分

